

広島県告示第千百九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和二年十二月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
高橋歯科医院	竹原市中央三丁目一六番三六号	令和二年七月三十一日
ひとみスキンクリニック	三原市港町一丁目三番一五号	令和二年七月三十一日
立戸ホーム薬局	大竹市立戸二丁目二番一二号	令和二年七月三十一日
川本歯科医院	東広島市西条中央五丁目七番八号	平成三〇年九月二十五日
三登医院	安芸郡坂町坂西一丁目六番八号	令和二年六月三〇日
にしがき脳神経外科医院	尾道市新浜一丁目九番二七号	令和二年八月三十一日
かめきや薬局	尾道市向島町五八八四番地一	平成三〇年四月九日
はまはら歯科	府中市栗柄町三二四九番地一	令和二年九月二日
府中元町薬局	府中市元町九番一号	令和二年八月三十一日
森安皮膚科医院	三次市十日市東六丁目一番二号	令和元年六月三〇日
ジュン政岡薬局	三次市三次町一五七五番地一	令和二年八月三十一日
さくら診療所	庄原市上原町一八一〇番地一	令和元年五月一〇日
森歯科クリニック	東広島市西条西本町二八番六号サンスクエア東広島一F	平成二九年四月一日
有限会社 杏薬局	東広島市福富町久芳三七九八番地二	令和二年八月三十一日

わたなべ眼科	ひさまつ産婦人科医院	ひげ駅前内科・糖尿病 内科クリニック	薬局パナコス	杏薬局 豊栄店
廿日市市宮内四丁目一 一番一六号	廿日市市宮内一四四八番地一	一 東広島市寺家駅前一四番一七号三〇	三原市四一町四丁目一番二七号	東広島市豊栄町乃美三二四〇番地
令和二年九月三〇日	令和二年九月三〇日	令和二年九月三〇日	令和二年九月三〇日	令和二年八月三一日